

桑野社労士&FP事務所だより

平成 29 年 12 月 11 日

第 93 号

〒614-8093 京都府八幡市八幡三本橋 18-169 若ビル 1 階

TEL 075-874-4629 FAX 075-874-4630

E-mail kuwano@cosmos.ocn.ne.jp HP www.kuwano.biz

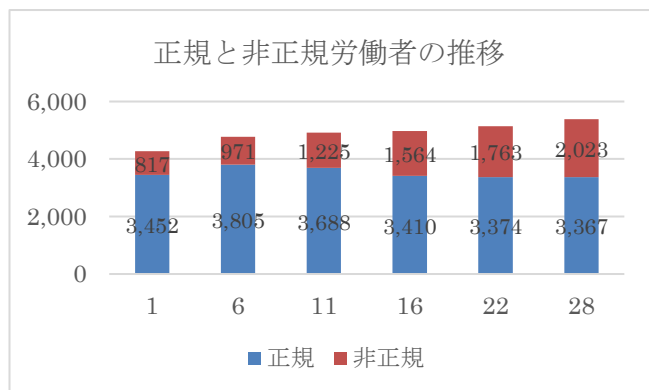
非正規労働者の増加に伴う

各種の労働法規制の留意点

非正規労働者が約 4 割

非正規労働者は、平成元年には約817万人で1.1%であったものが、平成6年には約971万人となり、20.3%となりました。さらに、平成16年には約1,564万人と31.4%になり、そして、平成28年には約2,023万人で、37.5%と4割近くになっています(総務省「労働力調査」より)。

この非正規労働者の増加に伴い、近年様々な労働法の規制が行われています。



有期労働契約の新たなルール

「労働契約法の一部改正」が、平成25年4月1日に施行されました。この改正のひとつは、有期労働契約が繰り返されて5年を超えたときは、労働者が申込むことによって、期間の定めのない労働契約(=無期労働契約)に転換するルールです。この契約は平成25年4月1日以後に開始された有期労働契約が対象で、いよいよ来年4月から開始されます。2つ目は、有期労働者と無期労働者の間で、期間の定めが有る無しによって、不合理な労働条件の相違を設けることを、禁止するルールです。

これに先立ち、平成24年8月10日からは、①有期労働契約が繰り返され、無期労働契約と同視できると認められるもの、②有期労働契約が更新されると期待することについて、合理的な理由がある場合は、有期労働契約による「雇止め」ができなくなりました。

パートタイム労働法の改正

平成27年4月1日からは、パートタイム労働法が改正されました。

まず、①職務の内容が正社員と同じで、②人材活用の仕組みも正社員と同じであれば、賃金・教育訓練・福利厚生施設の利用など全ての待遇について、正社員との差別的取扱いが禁止されました。また、正社員と待遇を相違させる場合は、①職務の内容、②人材活用のしくみなどが、不合理であってはならないとされました。



労働者派遣法の改正

平成27年9月30日には、労働者派遣法が改正されました。これによって、継続して3年間派遣される見込みがあれば、派遣元から①派遣先への直接雇用の依頼、②派遣元での無期雇用、③その他安定雇用の継続を図る措置を講じることになりました。また、キャリア・アップ措置の実施が派遣元に義務付けられ、派遣先で同種の業務に従事する労働者と、待遇の均衡を図ることになりました。

(裏面に続く)

労働基準法 11

休業手当

会社の都合(社屋の改修、工場の生産調整等)により、労働者を休業させた日については、平均賃金の6割以上の手当(休業手当)を支払わなければなりません(労働基準法第26条)。

平均賃金

平均賃金は、次の金額を算定する際の基準となるものです(労働基準法第12条)。

1. 解雇予告手当
2. 休業手当
3. 年次有給休暇手当
4. 休業補償等の災害補償
5. 減給制裁の制限



平均賃金は、直前の賃金締切日以前3か月間に支払われた賃金額を基に、算出します。

原則 直前3か月の賃金総額(総支給額) ÷ 3か月の総日数(暦日数)

最低保障 日給、時間給、出来高給の場合

直前3か月の賃金総額(総支給額) ÷ 3か月の総日数 × 0.6

出来高払制の保障給

出来高払制(実績給制)、その他の請負で使用する労働者については、出来高が少ない場合でも、実収入が低下することを防ぐために、使用者は労働時間に応じて一定額の賃金を保障しなければなりません(労働基準法第27条)。

賃金台帳と労働者名簿

本社、営業所等の事業所ごとに各労働者の賃金台帳と労働者名簿を作成、次の事項を記入しておかなければなりません(労働基準法第107条、108条)。

○賃金台帳の記載内容(最後の記入をした日から3年間保存)

- ①氏名、②性別、③賃金計算期間、④労働日数、⑤労働時間、⑥時間外、休日労働時間数及び深夜労働の時間数、⑦基本給、手当その他賃金の種類ごとにその額、⑧賃金控除の額

○労働者名簿の記載事項(退職日から3年間保存)

- ①氏名、②生年月日、③履歴、④性別、⑤住所、⑥従事する業務の種類(常時30人未満の事業場

では不要)、⑦雇入れの年月日、⑧退職の年月日及びその事由(退職の事由が解雇の場合はその理由)、⑨死亡の年月日及びその原因

記載事項を満たしていれば、様式は問われません。

(次号に続く)

事務所からひとこと

ある団体の障害年金の研修に、平成29年8月から12月にかけて5回にわたり、参加してきました。障害年金は奥深く、まだまだ勉強が必要です。

第1回 平成29年8月「障害年金入門～事例を中心に」…障害年金の基本的な考え方、3要件・初診日の証明・認定日等を、具体的な事例を通じて学びました。そして、法律の調べ方、新法・旧法。厚生年金保険と国民年金加入。

第2回 平成29年9月「加入・保険料納付要件30問」…加入・保険料納付要件の完全マスター。任意加入と初診日前1年要件。いろいろな3号期間。カラ期間と学生特例期間の違い。海外期間など。

第3回 平成29年10月「老齢基礎年金の繰上げと障害年金」完全版…繰上げ支給の影響を受けない障害年金。「繰上げたら、障害年金は請求できない」は誤り。

第4回 平成29年11月「障害認定基準～精神障害を中心に」…障害認定基準と各通知・疑義回答の重要なもの。精神障害・発達障害・知的障害の相違点と関連。

第5回 平成29年12月「障害年金と社会保障～良き相談者になるために」…障害年金の関連する他の制度。老齢、遺族給付との関連。児童扶養手当等各社会保険手当。自治体の給付と生活保護など、所得保障の総合的な相談に必要なもの。自己研鑽に役立つ研究の手引。

日程	テーマ・内容
第1回 平成29年8月 6日(日)	「障害年金入門～事例を中心に」 障害年金の基礎的な考え方、3要件(3要件)「初診日の証明」「認定日」などを具体的な事例を通して学びます。また、障害年金以前の用語として法律の調べ方、被保険者、新法旧法、厚生年金保険と国民年金(基礎年金)との二重加入などの概念を復習します。
第2回 平成29年9月 17日(日)	「加入・保険料納付要件30問」 障害給付の3要件のうち、加入・保険料納付要件の完全マスターを目指します。 任意加入と初診日前1年要件、いろいろな3号期間、カラ期間と学生特例期間の違い、海外の期間など勘違いしやすいものを取上げ、疑問を解きながら、十分な解説を致します。
第3回 平成29年10月 6日(日)	「老齢基礎年金の繰上げと障害年金」完全版 繰上げ支給の影響を受けない障害年金は意外にも多いもの、繰上げたら老齢障害はダメ!というだけでは実際には役に立ちません。このテーマでは残念ながら解雇した労働者は存在しない、と不安を抱かれています。自衛をもって初診日を復習します。
第4回 平成29年11月 3日(日)	「障害認定基準～精神障害を中心に」 障害認定基準と各通知、疑義回答の重要なものを押さえます。精神障害、発達障害、知的障害の相違点と関連を学ぶ。また、疑義回答の対応、精神障害、知的障害に関しては非常に多いものがありますので、過去の保険料納付要件についても勉強します。
第5回 平成29年12月 3日(日)	「障害年金と社会保障～良き相談者になるために」 障害年金に関するほかの制度との関係を勉強します。老齢、遺族給付との関連、児童扶養手当など各社会保険手当、自治体の給付、生活保護など、年金相談に悩むものから所得保障の総合的な相談に必要なものまで、最終的に、自己研鑽に役立つ研究の手引を示したいと思います。

